

平成26年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(経済性を重視した二酸化炭素削減対策支援事業)

二酸化炭素削減ポテンシャル診断事業
受診事業所 公募要領(四次募集)

平成26年7月

公益財団法人 日本環境協会
環境事業支援部 助成チーム

公益財団法人日本環境協会（以下「協会」という。）では、環境省から平成26年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（経済性を重視した二酸化炭素削減対策支援事業）の交付決定を受け、エネルギー起源二酸化炭素の排出を抑制するための二酸化炭素削減ポテンシャル診断事業に対する補助金を交付する事業を実施することとしています。

本補助金の目的及び概要、対象事業、応募方法及びその他の留意していただきたい点は、この公募要領に記載するとおりですので、応募される方は、公募要領を熟読いただくようお願いいたします。

なお、本補助金の補助事業として選定された場合には、関係法令及び交付要綱等の規定により適正に実施していただく必要があります。

具体的には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）（以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）（以下「施行令」という。）及びその他の法令の定め並びに[二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（経済性を重視した二酸化炭素削減対策支援事業）交付要綱（環地温発第14040129号）](#)（以下「要綱」という。）及び[経済性を重視した二酸化炭素削減対策支援事業実施要領（環地温発第14040130号）](#)（以下「実施要領」という。）の規定によるほか、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（経済性を重視した二酸化炭素削減対策支援事業）交付規程（以下「交付規程」という。）の定めるところに従い実施していただきます。

万が一、これらの規定が守られず、協会の指示に従わない場合には、交付規程に基づき交付決定の取消の措置をとることもあります。（詳細は、交付規程第13条をご確認ください。）

- ・ 補助事業開始は、交付規程に定める場合を除き交付決定日以降となります。
- ・ 補助事業完了後も、事業報告書（診断結果の活用状況等）の提出が必要です。
- ・ これらの義務が十分果たされないときは、協会より改善のための指導を行うとともに、事態の重大なものについては交付決定の取消やそれに伴う補助金の返還を命ずることもあります。

目 次

| | |
|----------------------|-----------|
| 1. 本補助金の目的 | ・ ・ ・ ・ 3 |
| 2. 本補助金の事業内容 | |
| 3. 補助対象事業の選定、補助金の交付等 | ・ ・ ・ ・ 6 |
| 4. 診断事業の流れ | ・ ・ ・ ・ 9 |
| 5. 応募に当たっての留意事項 | ・ ・ ・ 10 |
| 6. 応募の方法 | ・ ・ ・ 11 |
| 7. 問い合わせ先 | ・ ・ ・ 13 |
| 8. その他 | |
| ○本補助金における利益等排除について | ・ ・ ・ 15 |
| 1. 利益等排除の対象範囲 | |
| 2. 利益排除の方法 | |
| 別紙1 暴力団排除に関する制約事項 | ・ ・ ・ 16 |
| 別紙2 個人情報のお取り扱いについて | ・ ・ ・ 17 |
| 別紙様式1 応募申請書 | |
| 別紙様式2 診断を希望する事業所の概要 | |
| 添付資料 日本標準産業分類コード表 | |

1. 本補助金の目的

電力価格の上昇や、火力発電量の増加により二酸化炭素排出量の増加が懸念され、さらなる二酸化炭素削減への経済的且つ効果的な対策が急務となっています。

このため、工場や事業場等の事業所における既存機器の運用改善や高効率設備の導入等を促進する必要があり、短期間で投資回収可能な対策技術に関する適切な情報提供や投資リスクの低減など、経済性に優れた効果的な対策の提案を行っていくことが重要です。

本補助金は、工場や事業場等の事業所におけるエネルギー起源二酸化炭素排出抑制のための二酸化炭素削減ポテンシャル診断事業の実施を支援することにより、事業者自身の取組による設備機器の効率的な運用や低炭素機器の普及を促進し、もって地球環境保全に資することを目的としています。

2. 本補助金の事業内容

(1) 事業概要

本補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、工場及び事業場等の事業所（以下「受診事業所」という。）を対象に、環境省が業務を委託した株式会社三菱総合研究所（以下「(株)三菱総合研究所」という。）が公募により募集する診断機関による二酸化炭素削減ポテンシャル診断を実施いただきます。補助事業者が受診事業所において適用可能な具体的な二酸化炭素削減対策（設備更新・導入、運用改善等の対策方法別の二酸化炭素削減量及び実施に係るコスト等）の提案を受ける事業に対し、当該事業を行うために必要な経費を補助金として交付します。診断結果は診断機関より補助事業者及び環境省に報告され、補助事業者においては受診事業所における今後の二酸化炭素削減対策の実施検討に活用していただくことが期待されます。

(2) 補助金の対象となる応募申請者及び対象事業所

①補助金の交付を申請できる者は、次のaからeに掲げる者としします。

- a 民間企業
- b 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- c 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- d 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合

e その他法律によって直接設立された法人

②補助事業を実施できる事業所は、平成23年度以降の直近年度における二酸化炭素の年間排出量が3,000トン以上である事業所とします。なお、過年度に「CO2削減・節電ポテンシャル診断」を受診した事業所は対象外とします。(同一事業者であっても別の事業所であれば対象となります。)

(3) 補助事業者の要件

下記に示すア及びイをいずれも満たすことを応募申請の要件とします。

ア 事業を行うために必要な費用を適切に調達でき、財務状況が健全であること。

イ 別紙1に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できるものであること。

(4) 補助金の算定方法

交付申請の額は、表1に掲げる額(事業所の規模やデータ計測の有無により、タイプA～Dに分類します。)と、次の(5)表2に掲げる補助対象経費とを比較して少ない方の額とします。

補助金の交付額(支払額)は上記申請額のうち、協会から認められた額(交付決定額)と、実際に補助事業に要した経費のうち次の(5)別表2に掲げる補助対象経費とを比較して少ない方の額とします。

(表1)

| | | データ計測 | 定額(消費税別) |
|-----|------|-------------|----------|
| 大規模 | タイプA | 有(新規に取得) | 170万円 |
| | タイプB | 無(既存データを活用) | 85万円 |
| 中規模 | タイプC | 有(新規に取得) | 128万円 |
| | タイプD | 無(既存データを活用) | 64万円 |

※6,000t-CO₂/年以上の事業所を大規模事業所、

3,000t-CO₂以上6,000t-CO₂/年未満の事業所を中規模事業所とします。

※データ計測無しの場合、補助事業者が保有する既存資料(エネルギー使用状況、保有設備に関する資料、過去の診断結果等)の分析、現場ヒアリング・現場確認等により診断を行います。

なお、地方公共団体における消費税の取り扱いについては、本事業に要する経費を一

般会計で処理される場合は、定額の補助金に消費税をかけた金額を申請できるものとします。

ただし、地方の公共団体の特別会計等で課税義務者となっておられる事業所が申請される場合は、他の事業者と同様消費税抜きの額を交付します。

地方公共団体で消費税非課税義務者の場合の基準額

{消費税込み (定額×1.08%) で申請出来る場合の上限}は下記の通り。

| | | データ計測 | 定額(消費税込) |
|-----|-------|--------------|----------|
| 大規模 | タイプ A | 有 (新規に取得) | 183.6万円 |
| | タイプ B | 無 (既存データを活用) | 91.8万円 |
| 中規模 | タイプ C | 有 (新規に取得) | 138.2万円 |
| | タイプ D | 無 (既存データを活用) | 69.1万円 |

(5) 補助対象経費

二酸化炭素削減ポテンシャル診断事業に係る以下の経費（補助事業者から診断機関に支払った経費等）が補助対象であり、協会より交付決定を通知した後に発注等を行った経費に限ります。補助対象となる費用内訳については表2をご参照ください。

(表2)

| 項目 | 費用内訳 |
|-----|---|
| 人件費 | 診断を行うために必要な人件費 |
| 業務費 | 賃金、共済費、旅費、印刷製本費、通信運搬費、委託料 (※)、使用料及賃借料及び消耗品費、並びにその他必要な経費で協会が承認した経費（都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合が事業を実施する場合は、常勤職員の人件費及び共済費を除く。） |

※例えば、計測機器の取り付け・取り外し等、診断機関が業務の一部を外注するために要する経費

(6) 事業実施期間

交付決定の日から平成26年12月26日までとします。なお、事業の実施期間については、交付決定の際に協会から別途指定がありますので、そちらに従っていただきます。

(7) 実績報告書の提出

事業完了後、実績報告書を提出いただきますが、実績報告書の提出に当たっては以下3点を診断機関から受領の上、添付する必要がありますので留意してください。

- ・ 診断結果報告書
- ・ 領収書（又は請求書：経費内訳が記載されているもの）
- ・ 診断結果報告書確認証

上記のうち、「診断結果報告書確認証」については、診断機関が作成した診断結果報告書の記載内容を(株)三菱総合研究所が確認した後、(株)三菱総合研究所から診断機関へ発行されます。

3. 補助対象事業の選定、補助金の交付等

(1) 補助対象事業の選定

一般公募を行い、選定します。応募者より提出された応募申請書等をもとに、2.(2)及び(3)に掲げる要件を満たすか書面審査を行います。

公平性かつ透明性が確保された手続きにより応募者の選定を行うため、外部有識者により構成される審査委員会において決定された採否に関する審査基準（例えば、同一業種・同一地域にある事業所が複数ある場合においては、事業所の直近年度における二酸化炭素の年間排出量がより大きい事業所を優先する等）、に基づき応募者を選定します。

なお、工場・事業場を合わせて平成26年度は250件程度の診断実施を予定しています。（お申し込みの状況によって変わる可能性があります。）

(2) 選定結果の通知、診断機関とのマッチング

応募者の選定後、速やかに採択・不採択いずれかの選定結果を通知します。

2.(2)及び(3)に掲げる要件に適合する応募申請であっても、応募内容によっては診断の実施に適した機関がない場合など、補助事業が実施できないと判断した場合は不

採択とする場合もありますのでご了承ください。なお、審査結果に対するご意見は対応致しかねます。

また、申請内容の一部が実施不可能と判断した場合は、補助金の減額を行う場合があります。

応募者と診断機関とのマッチングについては、(株)三菱総合研究所が行います。応募者が希望する診断が、2.(4)表1のA～Dのいずれに当てはまるか、応募者の地域・業種、受診を希望される診断機関等を踏まえ、診断機関の診断可能な地域、業種、件数等を勘案し、診断機関に確認した上で決定します。その際、あわせて診断実施期間（既存データの確認から報告書受領までの目安の期間）をお知らせします。応募者とのマッチングの都合によっては、応募時に希望した診断機関と異なる可能性もありますのでご注意ください。また、対応可能な診断機関がない等マッチングが成立しなかった場合は採択を取り消す可能性もあります。

(3) 交付申請

採択通知を受け、診断機関とのマッチングが成立した事業者には、補助金の交付申請書を協会に提出していただきます（申請手続等は交付規程を参照願います。）。

(4) 交付決定

協会は、提出された交付申請書の内容について次の事項等を審査し、審査基準と照合の上、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

- ・ 申請に係る補助事業の計画が整っていること。
- ・ 補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に規定する資金を含む。）の対象経費を含まないこと。
- ・ 補助対象経費以外の経費を含まないこと。

(5) 補助事業の開始

補助事業者は、協会からの交付決定を受けた後に、事業開始することとなります。

補助事業者が診断機関を含む事業者等と委託等の契約を締結する際には契約日及び発注日が交付決定日以降となるよう注意してください。

(6) 補助事業の計画変更

補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするとき（ただし、軽微な変更を除く。）は、補助金計画変更承認申請書を協会に提出する必要があります。

(7) 実績報告及び補助金の額の確定

補助事業が完了した場合は、その完了後30日以内又は当該年度の1月20日のいずれか早い日までに補助金の実績報告書を協会宛て提出していただきます。

その際、事業の実施期間内に支払いが完了する経費が補助対象経費となります。

実績報告書には診断機関からの領収書（経費内訳書添付のこと）を添付することとしますが、実績報告書提出期限までに領収書を添付できない場合は、診断機関からの請求書（経費内訳書添付のこと）でも可とします。なお、請求書をもって実績報告を行った場合は、補助事業者が補助金を受領した日から2週間以内に診断機関からの領収書を協会に提出することとします。

協会は、補助事業者から実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に交付額の確定通知をします。

なお、補助対象経費の中に関係会社に対し支払った経費がある場合、利益相当分を排除した額を補助対象経費の実績額とします。（詳細はP16「本補助金における利益等排除について」参照。）

(8) 補助金の支払い

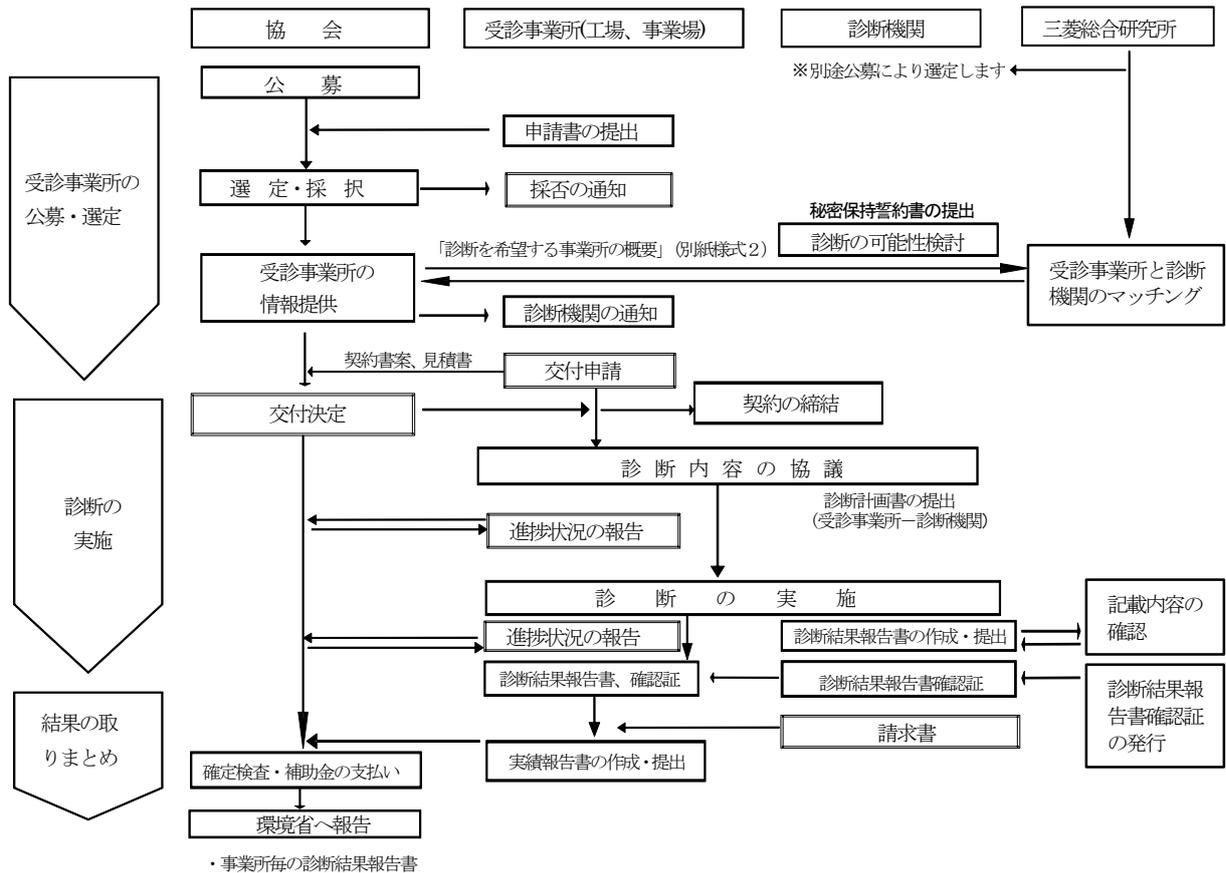
補助事業者は、協会から交付額の確定通知を受けた後、精算払請求書を提出していただきます。その後、協会から補助金を支払います。

(9) その他

上記（1）～（8）の他、必要な事項は交付規程に定めますので、これを参照してください。

4. 診断事業の流れ

診断事業の流れは、以下に示すとおりです。



※診断の内容、進め方の詳細は、受診事業所と実施する診断機関とで調整の上決定いたします。事業の実施状況を適宜協会へご報告いただきます。

5. 応募に当たっての留意事項

(1) 事業報告書の提出

補助事業の完了後は、診断結果の活用状況等の把握を行い事業報告書を提出する必要があります。

補助事業者は、補助事業が完了した日からその年度の3月末までの期間及びその後の3年間の期間について、年度毎に年度の終了後30日以内に当該補助事業による過去1年間（補助事業の完了した日の属する年度については、補助事業を完了した日からその年度の3月末までの期間）の診断結果の活用状況等についての報告書を環境省に提出するものとします。

(2) 補助金の経理等

補助事業の経費に関する帳簿と全ての証拠書類（見積書、発注書、契約書、請求書、領収書等支払を証する書類等、経費に係る書類）は、他の経理と明確に区分して管理し、常にその書類を明らかにしておく必要があります。

これらの書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

(3) 不正に対する交付決定の取り消し、罰則の適用

本補助金の交付については、交付決定額の範囲内で交付するものとし、適正化法、適正化法施行令、交付要綱及び実施要領の規定によるほか、交付規程の定めるところによることとします。

万が一、これら規定が守られない場合には、事業の中止、補助金返還などの措置がとられることがありますので、制度について十分ご理解いただいた上で、ご応募ください。

6. 応募の方法

(1) 応募書類

応募に当たり提出が必要となる書類は、次のア～カに示すとおりです。

応募書類のうち、ア、イについては、必ず次の電子ファイルをダウンロードして作成するようお願いします。

ア 応募申請書【別紙様式1】(Word(.doc)形式)

イ 診断を希望する事業所の概要【別紙様式2】(Word(.doc)形式)

ウ 企業パンフレット等業務概要がわかる資料

エ 定款又は寄附行為(必須)

オ 直近2期分の財務諸表(貸借対照表、損益計算書)

(応募の申請時に、法人の設立から2会計年度を経過していない場合には、直近の1決算期に関する貸借対照表、損益計算書を提出すること。)

カ 2.(2)①に示す対象となる応募申請者のうち e「その他法律によって直接設立された法人」に該当する場合は、それを証する行政機関から通知された許可書等の写し

キ その他参考資料

※2.(2)①に示す対象となる応募申請者のうち d「都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合」に該当する場合は上記ウ及びエ、オの提出は不要です。

(2) 応募書類の提出方法及び提出先

(1)の書類(紙)と電子媒体を提出期限までに、書留郵便等の配達記録が残る方法で下記提出先へ郵送してください(提出期限必着)。

応募書類は、封書に入れ、宛名面に、応募事業者名及び「平成26年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(経済性を重視した二酸化炭素削減対策支援事業)応募書類」と朱書きで明記してください。

※個人情報の取り扱いについては別紙2「個人情報のお取り扱いについて」にご同意の上ご提出ください。

提出先：

公益財団法人日本環境協会 環境事業支援部 助成チーム

〒103-0002 東京都中央区日本橋馬喰町1-4-16 馬喰町第一ビル9階

(3) 提出部数

(1) に示すア及びイの書類（紙）について、正本1部・副本2部を提出してください。また、当該書類の Word 形式の電子データを保存した電子媒体（CD-R） 1部を提出してください（電子媒体にも、事業者名を必ず記載してください）。

(1) に示すウ～カの書類（紙）は、1部ずつ提出してください。なお、提出いただきました応募書類は返却しませんので、写しを控えておいてください。

(4) 公募期間

平成26年7月28日（月）～平成26年8月22日（金）17時必着

公募期間中に受領した応募書類は上記の〆切に関わらず順次審査し、応募者を選定します。応募者の選定後、速やかに採択・不採択いずれかの選定結果を通知します。

受付期間以降に協会に到着した書類のうち、遅延が協会の事情に起因しない場合はいかなる理由があっても応募を受け付けませんので、十分な余裕をもって応募してください。

7. 問い合わせ先

本補助金の公募に対する問い合わせは、平成26年7月28日（月）から平成26年8月21日（木）の期間、受付いたします。

問い合わせは、電話、FAX 又は電子メールを利用し、メール件名を「受診事業所の公募に関する問い合わせ（〇〇〇）」とし、括弧内に法人名を記入してください。

<受付時間>

9時30分～12時00分及び13時00分～17時30分
月曜日～金曜日（土日、祝祭日除く）

<問い合わせ先>

公益社団法人日本環境協会 環境事業支援部 助成チーム 担当：麴谷、赤松

E-mail : potential@japan.email.ne.jp

TEL : 03-6264-8411 FAX : 03-6264-8413

8. その他

(1) 情報の取り扱いについて

- ①応募申請書に記載された情報は、環境省、協会、(株)三菱総合研究所及び候補となる診断機関の担当者限りの取り扱いといたします。

(候補となる診断機関への開示について)

応募者と診断機関のマッチングの過程において、候補となる診断機関に別紙様式2「診断を希望する事業所の概要」を開示します。開示する先の診断機関は、申請書に希望する診断機関の記載がある場合には記載された診断機関としますが、記載の無い場合、又は、「希望する診断機関」が対応できない場合には、応募者と相談の上、開示する診断機関を決定します。なお、申請書を開示する際には、入手した資料を本目的以外に使用しないことについて当該診断機関からの確約を得た上で行います。

②採択された事業者名及び事業所名は公表されます。

③診断結果報告書は、診断機関より受診事業所及び協会その他、(株)三菱総合研究所へ報告されます。また、協会は受診事業所毎の診断結果報告書を環境省に提出いたします。

(2) 診断結果の活用について

診断結果については、環境省において効果的な二酸化炭素削減対策の取りまとめ、二酸化炭素削減対策の導入ポテンシャルの把握・普及広報などにも活用していく予定です。

○本補助金における利益等排除について

本補助金において、補助対象経費の中に関係会社に対し支払った経費がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。

そこで、本補助金においても、今後の検査業務等に資することを目的として、下記のとおり利益等排除方法を定めます。

記

1. 利益等排除の対象範囲

補助事業者が以下の（１）又は（２）の関係にある会社から二酸化炭素削減ポテンシャル診断を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とします。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条で定義されている関係会社（親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社）を用います。

- （１）100%同一の資本に属するグループ企業
- （２）補助事業者の関係会社（上記（１）を除く）

2. 利益等排除の方法

（１）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

当該会社の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

（２）補助事業者の関係会社（上記（１）を除く）からの調達の場合

当該会社の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（法人である場合は当法人）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、申請書の提出をもって誓約します。

記

- (1) 法人の役員等（役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

個人情報のお取り扱いについて

ご記入いただく情報は、「個人情報」に該当しますので、公益財団法人日本環境協会（以下「協会」という。）が、記入いただきました個人情報の保護のため、必要なセキュリティ対策を講じ適切に取扱います。具体的には、以下のように対応させていただきますので、ご同意の上で、ご記入下さいますようお願いいたします。

1. 個人情報の取扱いは、協会の「個人情報保護規定」に従って対応いたします。規定については、ウェブサイトでご確認ください。
 2. ご記入いただいた個人情報は、以下の目的のために利用します。
 - (1) 平成 26 年度二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金（経済性を重視した二酸化炭素削減対策支援事業）（以下「補助事業」という。）の運営管理のための連絡。
 3. ご記入いただいた個人情報の利用について
 - (1) 2. に示す利用目的の範囲を超えて、お客様の個人情報を利用することはありません。それ以外の目的で個人情報を利用する場合は、改めて目的をお知らせし、同意を得るものといたします。
 - (2) 個人情報を取り扱う業務を外部事業者に委託する予定はありません。
- (3) 利用目的終了後は、当社管理分については当社が責任を持って廃棄いたします。

【個人情報の取扱いに関するご連絡先、苦情・相談窓口】

※開示、訂正、利用停止等のお申し出は、下記窓口までご連絡下さい。

公益財団法人 日本環境協会 環境事業支援部 助成チーム

電話：03-6264-8411、FAX：03-6264-8413、

E-mail：potential@japan.email.ne.jp

URL： <https://www.jeas.or.jp/>

【当社の個人情報保護管理者】公益財団法人 日本環境協会 専務理事 柏木 順二

- ◆ 当社の「個人情報保護方針」「個人情報のお取り扱いについて」をご覧になりたい方は <https://www.jeas.or.jp/data/personal.pdf> をご覧下さい。

平成 年 月 日

公益財団法人 日本環境協会
理事長 森 昭夫 殿

(応募者)

名 称

氏 名

⑩

経済性重視した二酸化炭素削減対策支援事業 応募申請書

別添の関係書類を添えて、経済性重視した二酸化炭素削減対策支援事業に応募いたします。なお、二酸化炭素削減ポテンシャル診断の実施に際し、協会が派遣する診断機関等を受け入れ、診断等が円滑に実施できるよう配慮いたします。

| | |
|--|----------------------------|
| 診断を希望する事業所名 【必須事項】 | 名称： |
| ご連絡先（所在地・部署名・ お役職名・お名前）※ 【必須事項】 | TEL : FAX : E-mail : |

※別紙2「個人情報のお取り扱いについて」をご確認の上、同意いただけましたらご記入下さい。

※応募者の氏名は、代表者又は事業所の長の氏名を記入して下さい。

※応募様式は、電子ファイルをダウンロードの上、作成して下さい。

※複数事業所の応募を行う場合には、事業所ごとに応募書類を作成して下さい。

診断を希望する事業所の概要

※別紙様式2は診断機関候補に開示いたしますのであらかじめご了承下さい。

事業者（企業、自治体、法人）名： _____

1. 診断を希望する事業所の概要【必須事項】

| | | | | |
|-----------------|-----------|---|--------------------------------------|--|
| 事業所名 | | | | |
| 所在地 | | 〒 | | |
| 業種 (中分類) | コード 番号 | | 温室効果ガス排出量算 定・報告・公表制度にお ける特定排出者 | <input type="checkbox"/> 特定排出者である。 <input type="checkbox"/> 特定排出者でない。 |
| | 名称 | | | |
| 省エネルギー法による事業者区分 | | <input type="checkbox"/> 特定事業者である。 <input type="checkbox"/> 特定連鎖化事業者である。 <input type="checkbox"/> 特定事業者、特定連鎖化事業者ではない。 | | |

※業種は、添付資料（日本標準産業分類）の中分類コード番号と業種名称を記入して下さい。事業者の本業がコード番号1～32（産業部門）に該当する場合でも、診断を希望する事業所が業務オフィスの場合には、名称欄に「(オフィス)」と記入して下さい。

例) 食料品製造業 (オフィス)

※会社案内、事業所案内などのパンフレットがあれば添付して下さい。

2. 診断の希望内容

| | |
|--------------------|---|
| 計測の希望 【必須事項】 | <input type="checkbox"/> 計測ありのコース (計測ありを希望するが計測なしでも可 <input type="checkbox"/>) <input type="checkbox"/> 計測なしのコース ※ひとつだけ選択して下さい。 |
| 希望する診断機関 【任意事項】 | 名称： 所在地： 希望理由： |

3. 温室効果ガスの排出状況 **【必須事項】**

(1) エネルギーの使用状況 (対象年度：平成 年度)

| | | |
|-------|--------------|--------|
| 契約電力 | kW | |
| 電力使用量 | MWh/年 (内自家発電 | MWh/年) |

注) 1MWh/年=1,000kWh/年

| | | | | |
|---------------|-------------------|---------|-------------------------|---------|
| 重油 kL/年 | 灯油 kL/年 | 軽油 kL/年 | 都市ガス千 m ³ /年 | LPG t/年 |
| その 他燃 料 | 燃料種類 | | | |
| | 使用量kL/年 (原油換算) | | | |

(2) 温室効果ガスの排出量 (排出年度：平成 年度)

| | |
|-------------------------|----------------------|
| エネルギー起源 CO ₂ | t-CO ₂ /年 |
|-------------------------|----------------------|

備考：地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度での温室効果ガス排出量の報告方法に準じて記載して下さい。なお、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の内容は環境省ホームページをご参照下さい。

(<http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/>)

(3) 主要設備 **【必須事項】**

設備によるエネルギー消費量が事業所全体のエネルギー消費量に占める割合が大きいと見込まれる主要な設備及びその台数を列挙してください。下表にないものはその他として記入ください。

| 種類 | 主要な設備 | 台数 | 備考 |
|-----|---------|----|----|
| 熱源 | 蒸気ボイラ | | |
| | 工業炉 | | |
| | 空調 | | |
| | 冷蔵冷凍機 | | |
| 動力 | コンプレッサ | | |
| | ポンプ | | |
| | ファン・ブロワ | | |
| 照明 | 照明 | | |
| その他 | | | |
| | | | |
| | | | |

※備考には、当該設備のエネルギー使用量や事業所におけるエネルギー使用の割合 (把握している場合)、設備のタイプや仕様 (例 空調：パッケージ型 容量2馬力 照明：蛍光灯型 40W型)、燃料種類 (例 蒸気ボイラ：重油)、年式等の把握している情報を記入してください。

※記入欄が足りない場合は、行を追加して記入してください。

(4) 本診断において活用可能なデータや資料がございましたらチェックして下さい。

なお、申請時にデータ、資料を同封いただく必要はありませんが、採択や診断機関のマッチング段階でご提出をお願いする場合がございます。予めご了承下さい。

施設の図面

敷地平面図、レイアウト 等

建物の概要

竣工年月、改修年月、階数、延べ床面積 等

設備の概要

主なエネルギー使用機器の仕様（大型電動機、ボイラ、冷凍機、コンプレッサ等）

生産フロー図、エネルギーフロー図、空調設備図、電気設備図、衛生設備図 等

エネルギー使用状況

月別エネルギー使用量(電気、ガス、油、水道等)（3年分） 等

電力・ガス契約形態（種別、容量）

契約電力、受電電圧、種別、契約電力・ガス会社名、単価 等

主なエネルギー使用機器の負荷状況

各機器の夏季、冬季、中間期の代表的な日負荷変動（時間別のエネルギー使用量 or 出力等（1 日分）） 等

建物・施設の運用状況

年間業務日数、業務時間帯、冷暖房期間・時間 等

その他（具体的に：

）

4. すでに実施又は計画済みの対策がありましたら、主なものを記載して下さい。

| |
|--|
| |
|--|

5. 本診断において特に診断して欲しいこと【必須事項】

| | |
|------------------|--|
| 設備の導入・改修 に関して | <p>該当するものをお選びください。(複数選択可)</p> <p><input type="checkbox"/>ボイラ、工業炉 <input type="checkbox"/>空調、給湯設備</p> <p><input type="checkbox"/>加熱、冷却、乾燥等設備 <input type="checkbox"/>ポンプ、ファン・ブロア、圧縮機</p> <p><input type="checkbox"/>発電、受変電設備 <input type="checkbox"/>電動機</p> <p><input type="checkbox"/>照明設備 <input type="checkbox"/>その他 ()</p> <p>具体的なご要望をご記入ください。</p> |
| 運用改善に関し て | <p>該当するものをお選びください。(複数選択可)</p> <p><input type="checkbox"/>ボイラ、工業炉 <input type="checkbox"/>空調、給湯設備</p> <p><input type="checkbox"/>加熱、冷却、乾燥等設備 <input type="checkbox"/>ポンプ、ファン・ブロア、圧縮機</p> <p><input type="checkbox"/>発電、受変電設備 <input type="checkbox"/>電動機</p> <p><input type="checkbox"/>照明設備 <input type="checkbox"/>その他 ()</p> <p>具体的なご要望をご記入ください。</p> |
| その他 | |

「計測ありのコース」を選択の場合、記載して下さい。【必須事項】

| | |
|----------------------|--|
| 具体的に測定して欲しい場所又は設備、項目 | <p>該当するものをお選びください。(複数選択可)</p> <p><input type="checkbox"/>ボイラ、工業炉 <input type="checkbox"/>空調、給湯設備</p> <p><input type="checkbox"/>加熱、冷却、乾燥等設備 <input type="checkbox"/>ポンプ、ファン・ブロア、圧縮機</p> <p><input type="checkbox"/>発電、受変電設備 <input type="checkbox"/>電動機</p> <p><input type="checkbox"/>照明設備 <input type="checkbox"/>その他 ()</p> <p>具体的なご要望をご記入ください。</p> |
| | |

6. その他(要望事項、特記事項など自由に記載して下さい。)【任意事項】

| |
|--|
| |
|--|

| 大分類コード | 大分類名称 | コード | 中分類名称 | | |
|--------|---------------|-----|--------------------|----|----------------|
| A | 農業, 林業 | 1 | 農業 | | |
| | | 2 | 林業 | | |
| B | 漁業 | 3 | 漁業(水産養殖業を除く) | | |
| | | 4 | 水産養殖業 | | |
| C | 鉱業, 採石業, 砂利採取 | 5 | 鉱業, 採石業, 砂利採取業 | | |
| D | 建設業 | 6 | 総合工事業 | | |
| | | 7 | 職別工事業(設備工事業を除く) | | |
| | | 8 | 設備工事業 | | |
| E | 製造業 | 9 | 食料品製造業 | | |
| | | 10 | 飲料・たばこ・飼料製造業 | | |
| | | 11 | 繊維工業 | | |
| | | 12 | 木材・木製品製造業(家具を除く) | | |
| | | 13 | 家具・装備品製造業 | | |
| | | 14 | パルプ・紙・紙加工品製造業 | | |
| | | 15 | 印刷・同関連業 | | |
| | | 16 | 化学工業 | | |
| | | 17 | 石油製品・石炭製品製造業 | | |
| | | 18 | プラスチック製品製造業(別掲を除く) | | |
| | | 19 | ゴム製品製造業 | | |
| | | 20 | なめし革・同製品・毛皮製造業 | | |
| | | 21 | 窯業・土石製品製造業 | | |
| | | 22 | 鉄鋼業 | | |
| | | 23 | 非鉄金属製造業 | | |
| | | 24 | 金属製品製造業 | | |
| | | 25 | はん用機械器具製造業 | | |
| | | 26 | 生産用機械器具製造業 | | |
| | | 27 | 業務用機械器具製造業 | | |
| | | 28 | 電子部品・デバイス・電子回路製造業 | | |
| | | 29 | 電気機械器具製造業 | | |
| | | 30 | 情報通信機械器具製造業 | | |
| | | 31 | 輸送用機械器具製造業 | | |
| | | 32 | その他の製造業 | | |
| | | F | 電気・ガス・熱供給・水道業 | 33 | 電気業 |
| | | | | 34 | ガス業 |
| | | | | 35 | 熱供給業 |
| | | | | 36 | 水道業 |
| | | G | 情報通信業 | 37 | 通信業 |
| | | | | 38 | 放送業 |
| | | | | 39 | 情報サービス業 |
| | | | | 40 | インターネット附随サービス業 |
| 41 | 映像・音声・文字情報制作業 | | | | |
| H | 運輸業, 郵便業 | 42 | 鉄道業 | | |
| | | 43 | 道路旅客運送業 | | |
| | | 44 | 道路貨物運送業 | | |
| | | 45 | 水運業 | | |
| | | 46 | 航空運輸業 | | |
| | | 47 | 倉庫業 | | |
| | | 48 | 運輸に附帯するサービス業 | | |
| | | 49 | 郵便業(信書便事業を含む) | | |

日本標準産業分類コード表 (2/2)

| 大分類コード | 大分類名称 | コード | 中分類名称 |
|--------|-------------------|-----|--------------------------|
| I | 卸売業, 小売業 | 50 | 各種商品卸売業 |
| | | 51 | 繊維・衣服等卸売業 |
| | | 52 | 飲食料品卸売業 |
| | | 53 | 建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業 |
| | | 54 | 機械器具卸売業 |
| | | 55 | その他の卸売業 |
| | | 56 | 各種商品小売業 |
| | | 57 | 織物・衣服・身の回り品小売業 |
| | | 58 | 飲食料品小売業 |
| | | 59 | 機械器具小売業 |
| | | 60 | その他の小売業 |
| J | 金融業, 保険業 | 61 | 無店舗小売業 |
| | | 62 | 銀行業 |
| | | 63 | 協同組織金融業 |
| | | 64 | 貸金業, クレジットカード業等非預金信用機関 |
| | | 65 | 金融商品取引業, 商品先物取引業 |
| | | 66 | 補助的金融業等 |
| | | 67 | 保険業(保険媒介代理業, 保険サービス業を含む) |
| K | 不動産業, 物品賃貸業 | 68 | 不動産取引業 |
| | | 69 | 不動産賃貸業・管理業 |
| | | 70 | 物品賃貸業 |
| L | 学術研究, 専門・技術サービス業 | 71 | 学術・開発研究機関 |
| | | 72 | 専門サービス業(他に分類されないもの) |
| | | 73 | 広告業 |
| | | 74 | 技術サービス業(他に分類されないもの) |
| M | 宿泊業, 飲食サービス業 | 75 | 宿泊業 |
| | | 76 | 飲食店 |
| | | 77 | 持ち帰り・配達飲食サービス業 |
| N | 生活関連サービス業, 娯楽業 | 78 | 洗濯・理容・美容・浴場業 |
| | | 79 | その他の生活関連サービス業 |
| | | 80 | 娯楽業 |
| O | 教育, 学習支援業 | 81 | 学校教育 |
| | | 82 | その他の教育, 学習支援業 |
| P | 医療, 福祉 | 83 | 医療業 |
| | | 84 | 保健衛生 |
| | | 85 | 社会保険・社会福祉・介護事業 |
| Q | 複合サービス事業 | 86 | 郵便局 |
| | | 87 | 協同組合(他に分類されないもの) |
| R | サービス業(他に分類されないもの) | 88 | 廃棄物処理業 |
| | | 89 | 自動車整備業 |
| | | 90 | 機械等修理業(別掲を除く) |
| | | 91 | 職業紹介・労働者派遣業 |
| | | 92 | その他の事業サービス業 |
| | | 93 | 政治・経済・文化団体 |
| | | 94 | 宗教 |
| | | 95 | その他のサービス業 |
| | | 96 | 外国公務 |
| | | S | 公務(他に分類されるものを除く) |
| 98 | 地方公務 | | |
| T | 分類不能の産業 | 99 | 分類不能の産業 |